

# 「平成26年度山口県食品衛生監視指導計画」概要

## ○重点監視事項

### ◇食品等事業者が講じている措置の点検・確認

- ・食品の安全確保は食品等事業者の責務であり、その責務を果たし、安全な食品を供給するため、成分規格、製造基準、施設基準等の遵守（コンプライアンス）を徹底させるとともに、食品表示（特にアレルギー物質に関する表示）の確認・指導の徹底を図ります
- ・食品等事業者の自主的な衛生管理が推進されるよう、国が推進する食品製造業におけるHACCPによる管理工程の導入について、適切な指導を行います

### ◇食中毒予防対策の強化

- ・ノロウイルスによる食中毒予防対策として、食品等事業者に対する重点的な監視指導（調理従事者からの汚染対策の徹底等）を行うとともに、県民、食品等事業者に対する予防方法等について啓発を行います
- ・鶏肉などを生食で提供する施設等に対する監視指導を強化し、食肉の生食や加熱不足による食中毒の予防対策を徹底します

## 第1 策定の趣旨

平成26年度に山口県が実施する食品衛生に関する監視指導を重点的、効率的かつ効果的に実施するために、「山口県食品衛生監視指導計画」を策定し、安全な食品の生産、製造・加工及び流通の確保を図ります。

## 第2 監視指導に関する基本的事項

食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導を、関係部局と連携のもとに重点的、効率的かつ効果的に実施します。

## 第3 監視指導の実施体制等

保健所、環境保健センター等の体制の確保に努めます。

国、他の自治体、本県の農林水産部局及びその他の部局等との連携を図ります。

## 第4 監視指導の実施

「食品等事業者が講じている措置の点検・確認」と「食中毒予防対策の強化」に重点をおき、監視指導を実施します。

業種（施設）ごとに、営業の実態、施設の管理状況、食中毒の発生頻度等を考慮して、監視指導を実施します。

計画的に一斉監視指導を実施し、食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図ります。

## 第5 食品等の収去検査等

県内で生産、製造、加工される食品及び県内で流通する食品について、各保健所が収去し、保健所及び環境保健センターが食品衛生法等に基づく検査を計画的に実施するとともに、結果及び措置などを県ホームページ等で速やかに公表します。

なお、食品中の放射性物質検査については、基準を超過した食品の流通状況を踏まえ対応します。

## 第6 違反を発見した場合の対応

立入検査時は、原則として、その場での改善指導を行うが、違反の程度により、書面での指導等を行うとともに、改善措置状況を適切に確認します。

収去検査では、廃棄、回収等の措置及び再発防止等の措置を徹底させるとともに、その他必要な措置を執ります。

県民に健康被害が発生し、又は発生するおそれがあり、県民に注意を促す必要があると判断される場合は、原則として公表します。

## 第7 食中毒等健康被害発生時の対応

山口県食中毒処理対策要綱（平成9年山口県制定）に基づき、迅速かつ的確な調査を実施します。

いわゆる健康食品による健康被害発生時には、関係部局と連携を取りながら原因究明を行います。

## 第8 食品等事業者の自主的な衛生管理の実施

講習会等の開催、情報提供を行うことにより、食品等事業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

食品等事業者の自主的な衛生管理が推進されるよう、国が推進する食品製造業におけるHACCPによる管理工程の導入について、適切な指導を行います。

また、HACCPの考え方を取り入れた「高度衛生管理工程」の認定取得の促進に向けた取組を進めます。

## 第9 食品表示の適正化

期限表示、アレルギー物質等の適正表示について、監視を強化します。

適正表示に関する管理体制を認定する「表示適正事業所」の認定取得の促進に向け、認定取得手法の検討や情報の共有化を図るための体制を整備します。

## 第10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施

「やまぐち食の安心・安全推進協議会」における意見交換、「食の安心コミュニティ活動リーダー」の活動、「ワークショップ」、「サイエンスカフェ」、「食の安心・安全お届け講座」等の開催により、引き続き、リスクコミュニケーションの推進に努めます。

監視指導の実施状況及び収去検査結果等の概要については、平成27年6月末までに公表します。

県民に食の安全に係る情報の提供及び食品の取扱いに関する啓発等を行います。

## 第11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品等事業者に対し、食中毒予防や食品表示に関する講習会等を開催します。

また、消費者には、「食の安心モニター」として育成し、食品表示のモニタリング等の実施を促進します。

食品衛生監視員等に対しては、技術研修を行うとともに、厚生労働省等が実施する研修に職員を派遣します。